

国によっては こうも違う相続税

年 金二重課税禁止の最高裁判決で相続税と所得税の二重課税の問題が話題になっていますが、アメリカ合衆国の場合、どんな大金持ちが死んでも今年2010年においては相続税は課税されません。ただし、相続税が0なのは今年限りで、来年からはまた復活する見通しです。

ア アメリカにおける相続税は、最初の立法が1862年で8年後に廃止され、その後1894年、1898年、1916年、1924年と立法がなされるもののそれぞれ数年で廃止となってきました。最後の立法は1932年で数次の改正を経つつ現在に至っていましたが、2000年に連邦議会が相続税廃止法を可決し、クリントン大統領が拒否

権を行使し廃案とした後、まもなくブッシュ大統領への政権交代があり、2001年に時限立法としての相続税廃止法が再度可決され、大統領の署名を得て成立しました。

コ の時限立法の相続税廃止法の内容をみると、廃止はするものの、2009年までの期間においては最高税率を漸次引き下げつつ存続するというものなので、本当に廃止となるのは2010年以降で、ただし、2010年までに時限立法であることを止めて恒久化することを追加立法しないと2011年には2001年のときの相続税が復活することにもなっています。ブッシュ大統領時代に追加立法がなされないまま、オバマ大統領に政権移行して

しまったので、2011年以降の相続税の復活は不可避です。

ア アメリカの相続税は、日本の相続税のように遺産取得者が相続税を納めるというのではなく、遺産そのものを対象に課税しますので、相続人の数や遺産分割の内容によって税負担が影響を受けるということはありません。実際には、遺産管理人又は遺言執行者が納税をも含めた相続業務を遂行します。申告期限は、死亡日から9ヶ月以内です。

ま た、アメリカの相続税の課税対象となる価額は相続開始日の時価で、また、相続人の取得財産に付される取得価額もその相続時時価なので、アメリカではもともと相続税と所得税の二重課税問題は起きようがないものでした。なお、2010年については、相続税がないので、日本と同じように被相続人の取得費を引き継ぐことになります。

かつて、国鉄の民営化に当たって一番苦労したのが意識の切換えだったそうです。「乗せてやる」から「乗っていただく」という考えに変わることが難しかった。良い方向へと「意識の切換え」をすることは、進歩するためには不可欠なことなのですが、大変難しく、工夫が必要になります。「いざや寝ん元日は又あすのこと 蕪村」
7日大雪、22日冬至。



努力する人は
希望を語り、
怠ける人は不満を語る。

(小説家 井上 靖)

12月の税務メモ

(国 税)

- 11月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 23年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

10日
(翌年)
1月4日
(本年最終の給与支払日まで
地方条例による)

(地方税)

- 11月分個人住民税特別徴収分の納付 (特例適用者は6か月分)
- 10月決算法人の確定申告
- 23年4月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。